

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和七年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を得た者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族（以下この項及び次条において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。以下同じ。）をした配偶者のうち、遺族援護法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位として弔慰金を受け権利を取得した配偶者（遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。）で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの</p> <p>二 弔慰金を受ける権利を取得した後令和七年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同一氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）</p> <p>(略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成三十二年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を得た者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族（以下この項及び次条において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。以下同じ。）をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位として弔慰金を受け権利を取得した配偶者（遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。）で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの</p> <p>二 弔慰金を受ける権利を取得した後平成三十二年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同一氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。</p>

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、令和七年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 令和七年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 (略)

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、令和七年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父父母又は遺族援護法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかつたもののうち、父母、孫、祖父父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 (略)

一 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者

二 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者が同月七日以後に死亡したとしたならば、弔慰金（遺族援護法第三十四条第一項の規定により支給するもの（同条第二項の規定の適用によるものを除く。）に限る。）を受ける権利を取得したこととなる者

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、平成三十二年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 平成三十二年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、第一項各号のいずれかに該当するとき。

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、平成三十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父父母又は同法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかつたもののうち、父母、孫、祖父父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 日本の国籍を有していない者

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、令和七年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかった場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、令和七年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

二 離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者
三 死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となつてゐる者

四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻（氏を改めない法律上の婚姻を除く。）し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していない者

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、平成三十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかった場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、平成三十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

第二条の三 戦没者等の遺族が令和七年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 (略)

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、令和七年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき二十七万五千円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 5 (略)

第二条の三 戦没者等の遺族が平成三十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、平成三十二年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき二十五万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

(審議会等の意見の聴取)

第八条 厚生労働大臣は、特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(時効)

第九条 特別弔慰金を受ける権利は、これを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(時効の完成猶予及び更新)

第十条 特別弔慰金に関する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十二条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十三条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(削る)

(新設)

(時効)

第八条 特別弔慰金を受ける権利は、これを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(時効の完成猶予及び更新)

第九条 特別弔慰金に関する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

第十三条 削除

(国債の償還金の返還の免除)

第十四条 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定されていた者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(都道府県が処理する事務)

第十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(政令及び省令への委任)

第十六条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、特別弔慰金に係る請求、申請又は届出の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

(国債の償還金の返還の免除)

第十三条の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定されていた者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(都道府県が処理する事務)

第十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(政令及び省令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、特別弔慰金に係る請求、申請又は届出の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和十二年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 弔慰金を受ける権利を取得した後令和十二年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同一氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和七年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族（以下この項及び次条において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っている）と認められる場合を含む。以下同じ。）をした配偶者のうち、遺族援護法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位の後遺族として弔慰金を受ける権利を取得した配偶者（遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。）で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの</p> <p>二 弔慰金を受ける権利を取得した後令和七年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同一氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。</p>

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、令和十二年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 令和十二年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 (略)

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、令和十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は遺族援護法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 (略)

一 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者

二 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者が同月七日以後に死亡したとしたならば、弔慰金（遺族援護法第三十四条第一項の規定により支給するもの（同条第二項の規定の適用によるものを除く。）に限る。）を受ける権利を取得したこととなる者

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、令和七年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 令和七年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、第一項各号のいずれかに該当するとき。

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、令和七年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は遺族援護法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 日本の国籍を有していない者

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、令和十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかった場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、令和十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

二 離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者
三 死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となつてゐる者

四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻（氏を改めない法律上の婚姻を除く。）し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していない者

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、令和七年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかった場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号のいずれかに該当し、かつ、令和七年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたものうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

第二条の三 戦没者等の遺族が令和十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 (略)

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、令和十二年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

第二条の三 戦没者等の遺族が令和七年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、令和七年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係） 提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>（略）</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係） 提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>（略）</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p>	<p>（略）</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令</p>	<p>別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p>	<p>（略）</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令</p>
<p>七の二十一 都道府県知事</p>	<p>七の二十一 都道府県知事</p>		

(略)	により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----	--

別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係)

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
四の三十四 市町村長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五(第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)

一〇の八 (略)

十の九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十 三十四 (略)

(略)	により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----	--

別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係)

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
四の三十四 市町村長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五(第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)

一〇の八 (略)

十の九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十 三十四 (略)